

軽度・中等度難聴高齢者に 補聴器購入助成をします。

補助率

購入費の1/2を補助
(但し、補助対象上限30,000円
両耳・片耳問わず新規購入1回・更新1回)

補助対象費用

補聴器の購入経費(新規・更新1回分)
※更新の場合は耐用年数5年経過以降
※音声を増幅する機能のみのもものは除外
※本人の聴力障害に合わせた補聴器のみ

対象者

身体障害者手帳(難聴・平衡機能障害)に該当しない、
市内に住民票を置く**65歳以上**の人で両耳の聴力レベルが**40db**
以上**70db未満**の人で、市民税非課税世帯に属する人

補助の流れ

長寿福祉課に事前相談のうえ、専門医(静岡県内 身体障害者
(聴覚又は平衡機能の障害)手帳医師意見書指定医)への受診、
意見書への記載※が必要です。
※受診・意見書費用は自己負担

お問い合わせ

沼津市役所

長寿福祉課

(高齢者支援係)

電話

(055) 934 - 4835

事業の概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴高齢者のコミュニケーション困難性の解消や社会参加の促進を図り、認知症やフレイル状態の予防を図ることを目的に、軽度・中等度難聴高齢者に対して、補聴器購入費用に対する助成を行います。

制度内容

補助率	・ 購入費の1/2を補助 但し助成上限 30,000円 (両耳・片耳問わず新規購入1回・更新1回)
補助対象費用	・ 補聴器の購入経費 (新規、更新1回分) ※更新の場合は耐用年数5年経過以降 ・ 音声を増幅する機能のみのもものは除外 ・ 本人の聴力障害の程度に合わせた補聴器のみとする
補助対象者	・ 身体障害者手帳(聴覚又は平衡機能の障害)に該当しない、 市内に住民票を置く65歳以上の者で、両耳の聴力レベルが 40dB以上70dB未満の者
所得制限	・ 市民税非課税世帯に属する人
制度開始時期	・ 令和6年度より

補助の流れ

- ①市長寿福祉課に事前相談
- ②専門医【静岡県内 身体障害者(聴覚又は平衡機能の障害)手帳医師意見書指定医】
へ受診、意見書の記載(受診・意見書費用は自己負担)
- ③補聴器取扱い店における見積書の徴取
- ④市長寿福祉課に申請
申請必要書類：1、申請書 2、医師意見書 3、補聴器購入見積書
(※意見書には、静岡県内身体障害者[聴覚又は平衡機能の障害]手帳医師意見書指定医の意見、及び
聴力検査結果が記載されていること)
- ⑤市長寿福祉課にて審査・決定→本人に決定通知
- ⑥決定通知をもとに補聴器取扱い店にて補聴器購入 購入証明書の記載
- ⑦補助金請求書・補聴器購入証明書を市に提出
- ⑧補助金を個人口座に入金